

明石市役所新庁舎建設工事 事業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市役所新庁舎建設工事（以下「本工事」という。）の事業者選定に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定による価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（以下「当該入札」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術提案 本工事において、入札者の提示する企業及び配置技術者の能力、施工品質や工程管理及びコスト管理等に関する技術的要件などの技術提案
- (2) 技術提案等 技術提案及び同種・類似の施工実績、社会性等
- (3) 技術提案書等 入札者が提出する当該入札に係る工事についての技術提案等の評価を行うための資料
- (4) 施工者選定基準 政令第167条の10の2第3項の規定による基準で、評価基準、評価の方法、その他選定に必要な項目を定めたもの
- (5) 入札説明書 入札参加要件、提出書類、落札者の決定方法など入札手続きについて必要な事項を定めたもの

(入札方法)

第3条 入札の実施方法は、この要領及び明石市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年7月23日制定）並びに入札説明書によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、以下に掲げる場合には、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 施工者選定基準を定めるとき
- (2) 落札者を決定するとき。ただし、前号の規定による意見の聴取において、当該施工者選定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合に限る。

(技術審査会等の設置)

第5条 市長は、当該入札における施工者選定基準及び技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うため、明石市技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

2 本工事においては、施工者選定基準の審査及び技術提案等の評価・審査について、透明性を高めつつより専門的な知見をもって行うため、第4条の規定による学識経験者の意見聴取に当たる選定委員会（以下「選定委員会」という。）を別に設置することとし、技術審査会は下記に掲げる事項について審議・確認する。

- (1) 施工者選定基準（選定委員会の意見を徴するための施工者選定基準案を含む）
- (2) 選定委員会及び所管部局による技術審査の評価結果
- (3) その他審議・確認を要すると認める事項

(入札の公告)

第6条 市長は、当該入札を行うときは、政令第167条の6第1項及び同条第2項並びに明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定により公告しなければならない事項及び明らかにしておかなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札であること
- (2) 技術提案書等の提出書類に関すること
- (3) 施工者選定基準
- (4) その他必要な事項

(施工者選定基準)

第7条 当該入札の施工者選定基準は、技術提案等に係る評価項目及び得点配分その他評価に必要な事項とする。

- (1) 評価項目は、本工事の内容及び技術的要件に応じて設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- (3) その他評価に必要な事項の得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

2 評価項目設定の指針となる事項は、次のとおりとする。なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目が本工事に係る契約においてその内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としないものとする。

- (1) 企業及び配置技術者の能力に関する事項
 - ア 企業の能力
適切な履行の確保について企業の施工実績を評価する。
 - イ 配置技術者の能力
適切な履行の確保について配置技術者の施工実績を評価する。
- (2) 技術的要件に関する事項
 - ア 業務体制
合理的な施工体制及び業務体制の確保について評価する。
 - イ 施工品質
優れた施工品質及び高い施工精度の確保について評価する。
 - ウ 工程管理・コスト管理
工程面及びコスト面におけるリスクマネジメントを評価する。
 - エ 施工計画
周辺住民を含めた関係者(来庁者、通学児童、職員等)の安全性、利便性、住環境性の確保について評価する。
- (3) 社会的要請に関する事項
 - ア 地域経済活性化
地元経済活性化に関する提案を評価する。
 - イ 男女共同参画
女性活躍推進法、又は次世代育成支援対策法に基づいた取組を評価する。

(評価の方法)

第8条 入札者の評価は、入札者が提示した価格、技術提案書等及び技術提案に関するプレゼンテーションなどをもって施工者選定基準に基づき行う。

- 2 評価点の算出方法等については、第5条の規定による選定委員会の意見を徴したうえで決定する。
- 3 技術提案書等を提出しない者又は白紙提出した者の入札は無効とし、当該入札者の評価は行わない。
- 4 技術提案書等の作成に関し不正が行われたと認められる場合は、当該入札者のした入札は無効とする。

(落札者の決定方法)

第9条 市長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、前条の評価点の最も高い者を落札者として決定する。

- (1) 入札価格が予定価格以下であること
- (2) 入札参加要件を満たしていること
- (3) 評価点が失格値を下回っていないこと(失格値をあらかじめ示した場合に限る。)

2 前項の落札者の決定において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術審査会及び選定委員会の意見を踏まえて、落札者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該落札となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合には低入札価格調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱

すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価点が最も高い者から順に審査し、最初に参加要件を満たした者（以下「次順位適格者」という。）をもって落札者とすることができる。

- 4 前項の低入札価格調査については、明石市公共工事低入札価格調査実施要領の定めによるものとする。この規定は次順位適格者について準用する。

（提出書類）

第10条 入札者は、入札参加申請書、入札書及び技術提案書等（以下「提出書類」という。）を入札公告及び入札説明書の定めにより提出期限までに提出しなければならない。

- 2 本市が受理した提出書類について、その全部か一部かを問わず再提出又は修正は原則として認めない。
- 3 提出書類の作成、提出に要した一切の費用は入札者の負担とする。

（技術的工夫及び技術提案の審査等）

第11条 技術提案書等の審査、評価は、選定委員会が行う。

- 2 選定委員会は、技術提案等について適正な審査を行うため、入札者に対してヒアリングを実施する。
- 3 選定委員会及び技術審査会は、技術提案等の内容の一部を改善することでより優れた技術提案等となる場合や一部の不備を解決できる場合には、提案者に当該技術提案等の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、技術審査会は、透明性の確保のため、契約後速やかに技術提案等の改善に係る過程の概要について公表するものとする。

（落札者の決定通知及び評価結果の公表）

第12条 市長は、落札者を決定したときは、落札結果の通知を速やかに行う。また、入札者の次に掲げる事項を公表するものとする。

- （１） 評価値
- （２） 評価順位
- （３） その他入札説明書に定める事項

- 2 入札者は、前項の公表日から起算して7日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に規定する市の休日を含まない。）以内に、当該入札者本人の評価の理由について、文書により照会することができる。
- 3 市長は、前項の照会があったときは、文書により回答するものとする。ただし、不調等によって再度入札手続きを行う必要がある場合は回答しない。

（技術提案書等に関する機密の保持）

第13条 市長は、落札者として決定された者の技術提案書等を公表しようとする場合、落札者と協議の上決定するものとする。

- 2 市長は、落札者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

（苦情申立ての手続き）

第14条 当該入札に関する苦情申立ての手続きについては、明石市公共工事苦情処理手続要領（平成14年10月30日制定）の規定による。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、当該入札の実施に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 この要領によりがたい場合は、技術審査会において審議の上、対応するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月25日から施行する。

平成 年 月 日

明石市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

技術提案等の評価に係る説明について（照会）

下記の総合評価一般競争入札案件について、技術提案等の評価について説明求めます。

記

案件番号	
案 件 名	
開 札 日	
照会内容	

明 財 第 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

明石市長 印

技術提案等の評価に係る説明について（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

案件番号	
案 件 名	
開 札 日	
回答内容	

※回答内容は評価項目ごとの得点までとする。